

第4期堺市消費者基本計画

令和8（2026）年度 ▶ 令和12（2030）年度

令和8（2026）年3月



◆ 目次 ◆

I 計画策定に当たって

1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1

II 計画策定の背景

1 消費者を取り巻く環境	2
2 国における消費者行政の動向	4
3 大阪府における消費者行政の動向	5
4 本市における消費者問題	5
5 第3期堺市消費者基本計画に基づく主な取組の推進状況と課題	16

III 計画の基本的な考え方

1 計画の基本目標	19
2 計画の体系	21
3 重点施策の指標	22

IV 計画推進のための施策

《基本目標1 消費生活の安全・安心の確保》

(1) 危害等の防止	23
(2) 表示等の適正化	24
(3) 取引の適正化	24

《基本目標2 消費者の自立支援》

(1) 各世代に応じた消費者教育の充実【重点施策】	25
(2) 消費者団体への支援	26
(3) 消費者意見の反映	26

《基本目標3 消費者被害の救済》

(1) 消費者被害の拡大防止（苦情の処理）【重点施策】	26
(2) あっせん、調停	27
(3) 訴訟の援助	27

《基本目標4 経済社会の発展等に伴う環境変化への対応》

(1) 高齢者・障害者関係機関や団体との連携強化【重点施策】	27
(2) デジタル社会の急速な進展に伴う新たな課題への対応【重点施策】	28
(3) 持続可能な社会の形成に向けた消費行動の促進	28

V 計画の実効性の確保

- | | |
|-----------------|----|
| 1 推進体制の整備 | 29 |
| 2 点検・評価、実施状況の公表 | 29 |

<資料編>

- | | |
|-------------------|----|
| ・第4期堺市消費者基本計画策定経過 | 31 |
| ・堺市消費生活審議会委員名簿 | 32 |
| ・堺市消費生活条例 | 33 |